

文化財の所有者さま。
文化財を活用したいと
お考えの所有者さま、団体さま。

文化財保護資金 文化財活用資金

をご活用ください！



Before

平成 30 年度
国指定重要文化財
大角家住宅主屋白壁修理事業



After

地域の文化財を守るお手伝いをいたします！

文化財保護資金とは？

滋賀県内に所在する文化財の保護・保存をはかるために、所有者の方の一時的な負担に対して資金を貸付するものです。

貸付上限

1,000 万円

文化財活用資金とは？

滋賀県内に所在する文化財を活用することにより保護・保存をはかることを目的とし、活用事業に資金の必要な所有者、団体の一時的な負担に対して資金を貸付するものです。

貸付上限

300 万円

各年度 第1期応募締切

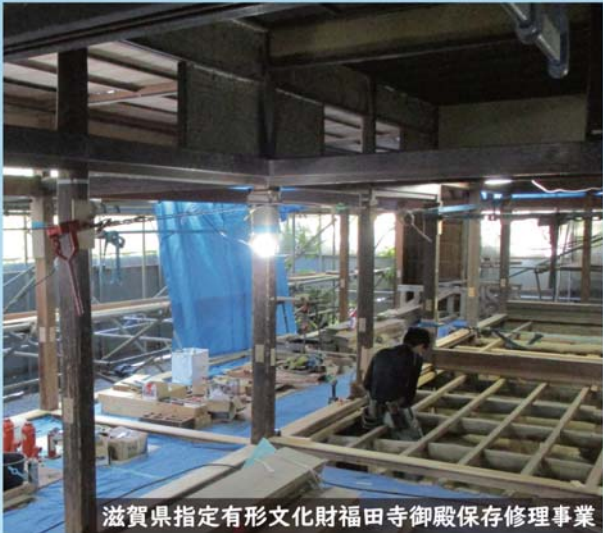
5月末日(予定)

第2期応募締切

10月末日(予定)

※期限日までに申込書類必着
※当該年度の事業に限ります

文化財保護資金 ぶんかざいほごしきん



滋賀県指定有形文化財福田寺御殿保存修理事業



特別史跡彦根城跡（埋木舎）保存整備事業



日野曳山祭 今井町曳山倉修理事業

これまで貸付した主な事業

- | | |
|-------|--|
| 令和元年度 | ・長浜曳山祭 大手町組壽山曳山修理事業
・特別史跡彦根城跡（埋木舎）保存整備事業 |
| 令和2年度 | ・日野曳山祭 大窪町曳山山倉修理事業
・滋賀県指定有形文化財福田寺御殿保存修理事業
・特別史跡彦根城跡（埋木舎）保存整備事業
・市指定文化財日吉二宮神社本殿
自動火災報知器設備事業 |
| 令和3年度 | ・日野曳山祭 今井町曳山倉修理事業 |

●その他、多数の貸付を実施しています。

文化財保護資金の対象・条件

(1) 貸付の対象となる範囲

貸付の対象となる文化財の範囲は、文化財保護法または滋賀県文化財保護条例などにより、国・県または市町が指定した文化財およびこれに準ずるものとします。（登録文化財も含まれますが、外部修理に限ります。ただし、営利活動を行っている物件については、全て対象外です。）

また、貸付の対象となる事業は、修理事業、防災施設その他環境整備事業、公開・記録に関する事業、その他保存について必要と認められる事業とします。

(2) 貸付の要件

次の要件を備えた文化財の所有者または管理者に貸付を行います。

①対象事業を行うにあたり、経費の全部または一部を一時的に負担することが困難なもの。

（補助金入金までのつなぎ資金等も含む。）

②対象事業に係る文化財を事業実施後適切に保存する見込のあるもの。

③貸付けた資金について償還能力のあるもの。

(3) 貸付の条件

①貸付金額 1,000万円を限度とします。

②利息 無利子

③貸付手数料 当初に、貸付金額の1%を納入していただきます。

④貸付期間 7年以内

⑤償還方法 据置期間 1年以上1年6ヵ月未満

均等年賦または均等半年賦償還

⑥償還期日 毎年2月1日または8月1日

第1回の償還日は、据置期間を経過した後の最初の2月1日または8月1日とします。

⑦保証人 2名の連帯保証

文化財活用資金 ぶんかざいかつようしきん



地域文化財活用推進事業（写真提供：長浜市）



地域と共同した博物館創造活動支援事業

これまで貸付した主な事業

- 令和元年度 ・平成31年度地域と共同した博物館創造活動支援事業
(鈴鹿山麓混成博物館)
主な事業：情報発信媒体の制作、人材育成、
歴史文化メニュー、レシピの制作・発信。
- 令和2年度 ・地域文化財活用推進事業（長浜市）
主な事業：市内の無形文化財を一般に公開する
イベントの開催。

●こちらは平成30年度から始まった事業です。
みなさまの積極的なご活用をお待ちしております。

文化財活用資金の対象・条件

(1) 貸付の対象となる範囲

次の要件を備えた文化財活用事業に対して貸付を行います。

- ①貸付の対象となる事業は、文化財保護法または滋賀県文化財保護条例などにより、国・県または市町が指定した文化財、文化財保護法により登録を受けた文化財およびこれに準ずるものを含む文化財を活用する事業とします。ただし、施設整備等のハード整備事業は除きます。
- ②貸付対象となる事業は、国、県または市町の補助金等の対象となった文化財の活用に関する事業とします。

(2) 貸付の要件

次の要件を備えた文化財活用をおこなう所有者・管理者または団体に貸付を行います。

- ①対象事業を行うにあたり、経費の全部または一部を一時的に負担することが困難なもの。
- ②貸付けた資金について償還能力のあるもの。

(3) 貸付の条件

- ①貸付金額 300万円を限度とします。
- ②利息 無利子
- ③貸付手数料 当初に、貸付金額の1%を納入していただきます。
- ④貸付期間 1年以内
- ⑤償還期日 事業完了後2ヶ月以内もしくは国等の補助金入金後に一括返還
- ⑥保証人 2名の連帯保証

さまざまな形で貸付することが可能です。
まずは、気軽にご相談ください。



保護資金・活用資金 貸付までの流れ

① 申込み

まずは文化財が所在する地元自治体の文化財担当者様とご相談の上、事業の実施計画、事業の見積書、資金の償還計画等を取りまとめ、当協会へお申込みください。

② 事前調査

申込みいただいた案件について、当協会職員が事前調査におうかがいします。その際に、修理や活用について具体的な説明をうかがい、貸付に適切な事業か判断させていただきます。

③ 貸付審査会

当協会で選定された委員により、貸付が適切であるかの審査を行います。審査会では、みなさまに代わって協会職員が事前調査の内容を踏まえて、委員の方々に説明いたします。

④ 貸付決定

審査会で貸付が決定しましたら、決定書によりみなさまに速やかに通知いたします。



しがぶんちゃん
&どきっち

公益
財団法人

滋賀県文化財保護協会

滋賀県大津市瀬田南大萱町 1732-2

TEL: 077-548-9780 FAX: 077-543-1525

E-mail: somu@shiga-bunkazai.jp

HP は、[滋賀県文化財保護協会](#) で検索